2025年2月21日

各　位

会　　社　　名　昭栄薬品株式会社
代表者名　代表取締役社長　藤原 佐一郎
（コード番号：3537　東証スタンダード）
問合せ先　常務取締役財務本部長　成瀬 幸次
電話番号　06-6262-2707

株主優待制度の変更に関するお知らせ（基準日変更）

当社は、本日開催の取締役会において、株主優待制度の基準日の変更を決議いたしましたので、お知らせいたします。 なお、基準日以外の優待内容に変更はございません。

記

1．変更の目的

当社は、株主の皆様の日頃のご支援への感謝と、当社に対し一層のご理解を頂くことを目的として、「昭栄薬品プレミアム優待倶楽部」による株主優待制度を導入しております。

この度、株主の皆様に対する利益還元における株主配当と株主優待とのバランスの観点から総合的に検討を重ねた結果、株主優待制度の基準日を3月末日から9月末日に変更することといたしました。

2．変更内容（変更箇所は下線を付して表示）

(1) 株主優待ポイント進呈条件の変更

（変更前）2024年以降、毎年3月末日の株主名簿に、3単元（300株）以上保有する株主様として記載又は記録されること。

（変更後）2025年9月末日以降、毎年9月末日の株主名簿に、3単元（300株）以上保有する株主様として記載又は記録されること。

ご参考：株主優待ポイント表（1ポイント≒1円）

保有株式数	優待ポイント数	進呈時期（予定）
300株～399株	3,000ポイント	2025年：5月中旬/11月中旬 2026年以降：11月中旬
400株～599株	6,000ポイント	
600株～999株	20,000ポイント	
1,000株以上	40,000ポイント	

※進呈優待ポイント数に変更はございません。

(2)株主優待ポイント繰越条件の変更

（変更前）翌年３月末日において株主名簿に同一株主番号で連続２回以上記載され、かつ300 株以上継続保有されている場合にのみ繰越せます(最大１回まで)。

（変更後）2025 年９月末日以降、毎年９月末日の株主名簿に同一株主番号で連続２回以上記載され、かつ 300 株以上継続保有されている場合にのみ繰越せます(最大１回まで)。

ただし、2025 年３月末日を基準日として進呈される株主優待ポイントは、2025 年９月末日において株主名簿に同一株主番号で連続２回以上記載され、かつ 300 株以上継続保有されている場合にのみ繰越せます(最大１回まで)。このケースによって繰越された株主優待ポイントの交換期限は、2026 年２月末日までとなります。

なお、権利確定日までに売却や本人以外への名義変更及び相続等により株主番号が変更された場合は、当該ポイントは失効となり、繰越はできませんので、十分にご留意ください。

３．変更時期

2025 年９月末日を基準日とする株主優待制度から変更いたします。なお、2025 年３月末日を基準日とした株主優待制度は従前どおり行います。

今後のスケジュール（予定）

４．その他

株主優待制度の内容につき変更が生じた場合には、速やかに開示の上、お知らせいたします。

以上